

東京よみうりカントリークラブ 利用約款

株式会社よみうりランド

(約款の適用)

第1条 株式会社よみうりランドが経営する東京よみうりカントリークラブ（以下当ゴルフ場という）を利用される方（会員・非会員を問わず）は、東京よみうりカントリークラブ会則及び、細則等によるほか、本約款に従ってご利用頂きます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて本約款を確認した上、所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

当ゴルフ場において、会員が練習場のみ利用する場合は、所定の手続きを受けて下さい。その手続きを経てプレーを開始するときから、施設利用をお引受けすることになります。

(利用の申し込み・キャンセル料等)

第3条 プレーの申し込みは、原則として、プレー日の属する月の6カ月前の1日からプレー前日までの間に、会員が予約者（複数の場合はその人数と責任ある代表者名及び会員名）、予約日及びスタート希望時刻を明示して、直接または電話でフロント係に申し込んで下さい。

ただし、平日ビジター（ゲスト・以下ゲストは省略）同伴プレー予約受付開始日の1日は、電話のみで予約受付を行います。

また、土曜日・日曜日・祝日及び祝日扱いのビジター同伴プレーの予約につきましては、競技日程表を参照にして利用の申し込みを行って下さい。

平日に限り、メンバーの同伴・紹介によるビジターが180名以上のコンペティションを開催する場合、貸切りとすることができます。

予約取消し等の取扱いについては、別に定める規定に従って頂きます。

ビジターを同伴または紹介した会員は、ビジターに関する一切の責任を負って頂きます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りします。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. ビジターについては、会員の同伴または紹介等がないとき。
3. 天災地変その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。集団的に、または常習的に暴力行為その他不法行為を行うおそれがある者と認められるとき。
5. 暴力行為その他不法行為を行うおそれがある者と認められるとき。
6. 暴力団(常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織集団)等の反社会的勢力に所属、又は関係があると認められる者。
7. 当ゴルフ場の従業員に対し、ハラスメント行為(威圧的な言動、差別的な発言、過度または執拗なクレーム、侮辱、誹謗中傷その他当ゴルフ場の従業員の業務に関して行われる著しい迷惑行為であって就業環境を害するものをいう。以下同じ)を行うおそれがある場合。
8. 当ゴルフ場の従業員の承諾を得ることなく、その肖像等を撮影しまたはその発言を録音するおそれがある場合およびそれらの映像または音声をSNS等に公開するおそれがある場合。
9. 当ゴルフ場の施設を損壊するおそれがある場合または当ゴルフ場の従業員に対し暴力を振るうおそれ、暴力的要求をするおそれもしくは合理的範囲を超える負担を要求するおそれがある場合。
10. 当ゴルフ場において、使用禁止の服装あるいはスパイクを使用し当ゴルフ場の指示に従わないとき。
11. その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、利用者が第4条第4号以下の各号に該当することが判明したときもしくは当ゴルフ場の諸規則や本約款に違反したときまたは天災地変その他やむを得ない事情により施設の利用ができないときは、プレーの途中であっても利用の継続をお断りします。

(休業日・開場時間)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間などの営業時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(金銭その他高価品)

第7条 1. 金銭その他高価品の取扱については、当ゴルフ場備付の、フリーボックスを必ずご利用下さい。

2. 高額な金銭その他高価品については、その種類及び価格を明示してフロント係へお預け下さい。お預り品は、預り証持参人に預り証と引換えにお返し致します。預り証を紛失した場合は、直ちにフロント係に届け出て下さい。

3. 上記以外の方法をとらなかった場合の事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や駐車場の自動車の盗難、損傷等につきましても、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカー)

第9条 ロッカー収納品および第7条に該当する金銭その他高価品については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフ場は時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第11条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では、なさないで下さい。打者以外のプレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。

(フォアキャディの合図)

第13条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、仮に斜前であっても打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球して下さい。

(退避及び退避所)

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第17条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第18条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の注意)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用および喫煙は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は必ずよく消して、所定の灰皿にお入れ下さい。

(乗用カートの利用)

第20条 乗用カートの利用につきましては、安全のため、キャディあるいはゴルフ場係員、カートの音声による指示、また、掲示物の案内に従って下さい。さらに次の注意事項を厳守して下さい。利用者の不注意により生じた事故に対しまして当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

1. 乗用カートには、人を感知するセンサーはついていません。カートの前には立たないで下さい。また、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切ることはお止め下さい。
2. 乗車中は、必ずシートに座り、手すりに掴まって下さい。
3. 乗降の際は足元に十分ご注意下さい。
4. 急な乗降、飛び乗り、飛び降りはお止め下さい。
5. カート走行中は、手足、衣服、クラブ等がカートから外にはみ出さないようにして下さい。

(違背の場合の責任)

第21条 利用者が、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条及び第19条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第22条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足・瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅配便の取り扱い)

第23条 利用者がクラブその他の物を宅配便にて送付される場合は、会員を除き予約されている場合に限りお預り致します。

ただし、お預りしたクラブその他の数量不足および瑕疵につきましては、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第24条 利用者は故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持ち込み品)

第25条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲刀剣類。
4. 発火・爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。

(禁止行為)

第26条 施設内で下記の行為はお断り致します。

1. 賭博・その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売・宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内立ち入り。(特に許可する場合は除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
5. 当ゴルフ場従業員に対するハラスメント行為。
6. 当ゴルフ場従業員の承諾を得ることなく、その肖像等を撮影しまたはその発言を録音する行為、および、それらの映像または音声をSNS等に公開する行為。
7. 当ゴルフ場の施設の損壊または当ゴルフ場従業員に対する暴力行為、暴力的要求もしくは合理的範囲を超える負担の要求。
8. 当ゴルフ場従業員に対し、その私的な連絡先の開示を求める行為。

以上

施行 1990年(平成2年)4月1日
改定 2003年(平成15年)5月15日
改定 2011年(平成23年)12月27日
改定 2014年(平成26年)1月1日
改定 2016年(平成28年)1月1日
改定 2017年(平成29年)7月20日
改定 2025年(令和7年)4月1日